

「保存」と「収納」をテーマに、市民のみなさんから寄贈された民具を展示します。

大川箆笥を中心とした江戸末期〜昭和の収納道具や「つりこしょうけ」などの食に関わる保存・収納用具、葉タンスなどいろいろな職業の保存・収納用具などを多数展示します。

夜も開館しています。ぜひご覧ください。



これは、
何に使われて
いたでしょうか？

※ただし、婚姻の届出をしていない

くても事実上の婚姻関係(内縁関係など)がある人や公的年金給付

を受けることができる人などは受給できません(所得制限あり)

●手当の額 1人目 月額4万1千430円(または9万780円から4万1千420円)、2人目 月額5千円加算、3人目から1人につき 月額3千円加算

●支給要件 精神、または身体に一定の障害を有する児童(20歳未満)を監護している父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人。ただし、対象児童が障害を理由とする公的年金(加算)を受けることができる場合を除きます(所得制限あり)

●手当の額(一人あたり) 重度障害児(1級) 月額5万4000円、中度障害児(2級) 月額3万3千570円

●手当の現況届の提出について(手当を受給中の人) 児童手当、児童扶養手当、特別障害者手当、特別障害者手当、および経過的福祉手当の受給者は毎年現況届を提出しないと、手当が支給されなくなり、必ず提出してください(児童手当については、6月上旬に通知しています)。

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●支給要件 次のおいずれかに該当する児童を養育する父母、または父母に代わって養育している人に支給されます(児童とは、18歳になつて最初の3月31日までの人、障害のある人は20歳未満)

①父母が離婚、または事実婚を解消した児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が障害年金1級程度の障害の状態にある児童

④父または母から1年以上遺棄されている児童

⑤父または母が1年以上拘禁されている児童

⑥母が婚姻しないで出生した児童

●児童手当

●支給要件 中学校卒業まで(15歳の誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

●手当の額 ○3歳未満 月額1万5千円 ○3歳以上小学校修了前 月額1万円(第3子以降は、月額1万5千円) ○中学生 月額1万円

※所得制限限度額以上の人は月額5千円

●児童扶養手当

●支給要件 精神、または身体に一定の障害を有する児童(20歳未満)を監護している父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人。ただし、対象児童が障害を理由とする公的年金(加算)を受けることができる場合を除きます(所得制限あり)

●手当の額(一人あたり) 重度障害児(1級) 月額5万4000円、中度障害児(2級) 月額3万3千570円

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の現況届の提出について(手当を受給中の人) 児童手当、児童扶養手当、特別障害者手当、特別障害者手当、および経過的福祉手当の受給者は毎年現況届を提出しないと、手当が支給されなくなり、必ず提出してください(児童手当については、6月上旬に通知しています)。

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

●手当の額 月額2万6千260円

●障害児福祉手当

●支給要件 在宅の人で、身体、または精神に著しく重度の障害(障害基礎年金1級相当の障害が重複するなどの程度)があり、日常生活において常時、特別の介護を要する20歳以上の人(所得制限あり)

諒上美術館

◎大川市立清力美術館所蔵 作品・作者紹介

◆第111回◆

画稿 婦人図 品質 紙本鉛筆画
法量 117.5×42.9 時代 明治 作者 不詳



髪をほつらせ、伏し目がちに虚空をみつめて行燈越しにたたずむ女性の脚は判然としなない。その尋常ならざる様子は鑑賞者を不安にさせるのではないだろうか。

明治時代、絵の中に遠近を表現するという考え方が海外より紹介された。本作はそれを意識したものと考えられる。画面下部の行燈はほぼ実寸サイズに描かれ、見る者に自身の脚元にあるような印象を与えている。女性は行燈の大きさに対して小さく描くことで奥の方に存在し、両者の間に距離があるような錯覚を感じさせている。

●美術館からのお知らせ

【夜の美術館】

開催日 8月3日(金)・4日(土)・10日(金)・11日(土)
開館時間 9時~20時(入館は、19時30分まで)
※当日は、22時まで美術館建物をライトアップします。

【第14回溝江勘二顕彰スケッチ大会入選作品展】

開催期間 ~8月12日(日)まで

【夏を演出する作品展】

開催期間 ~9月中旬まで

大川市立清力美術館

大川市大字鐘ヶ江77番地16 ☎86-6700
開館時間 9時~17時(入館は、16時30分まで)
休館日 毎週月曜日(休日の場合はその翌日)、および年末年始
入館料 無料



大川市生活支援バス運行事業 愛称募集



高齢者および障害者の日常的な生活支援を図るため、市内の商店や医療機関、金融機関などを巡回するバスを運行しています。

現在、このバス運行事業を「大川市生活支援バス運行事業」と呼んでいます。利用者や市民のみなさんに、もっとわかりやすく親しみやすいものとなるよう、本事業の愛称を募集します。

※最優秀作1人に記念品を贈呈します(同じ愛称の応募が複数ある場合は抽選)。

【募集内容】 生活支援バス事業のイメージがわかり、親しみやすい愛称

【応募条件】 ●応募作品は返却しません。

●作品は、応募者本人の自作で未発表のものに限ります。

●特定の個人、団体、商品の名前などを含まないで、他の同様の募集に応募していないもの、または各種媒体に使用していないものとします。

●応募にかかる一切の費用は応募者の負担とします。

●受賞作品に発生するすべての権利は大川市に帰属します。

●注意事項に反する場合や他人の権利を侵害する場合は、受賞を取り消すことがあります。

【申込方法】 愛称、その愛称を考えた理由や意図、住所、氏名、電話番号を記入し、はがき、ファックス、またはメール(件名を「愛称応募」とする)にて応募ください。

※1人何点でも応募できますが、1通につき1点とします。

※発表は、9月上旬(予定)。採用された応募者には、直接連絡します。また市ホームページなどに掲載。

【募集期間】 8月1日(水)~31日(金)消印有効

※FAX、メールは最終日の24時まで。

☎ 市健康課高齢者支援係

☎831-8601 大川市大字酒見256-1

☎85-5524 FAX86-8485

E-mail: okwkourei_k@city.okawa.lg.jp